

○ふじみ野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

平成18年8月22日
規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年ふじみ野市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、次に掲げる物品の賃貸借契約とする。

- (1) 事務用機器
- (2) 情報・通信機器
- (3) 光学機器
- (4) 自動車
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

2 条例第2条第2号に規定する契約は、次に掲げる役務の提供を受ける契約とする。

- (1) 庁舎等の維持管理
- (2) 道路、水路その他の公共の用に供する施設の保守その他の維持管理
- (3) 情報処理システムの保守その他の維持管理
- (4) 物品の保守その他の維持管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(契約期間)

第3条 前条に規定する契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えてはならない。

- (1) 前条第1項第1号から第3号まで及び第5号の賃貸借契約並びに同条第2項第4号のうち借り入れている物品の保守その他の維持管理の提供を受ける契約 5年
- (2) 前条第1項第4号の賃貸借契約 7年
- (3) 前条第2項第1号から第3号まで及び第5号並びに同項第4号のうち市が所有する物品の保守その他の維持管理の提供を受ける契約 4年

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。